



平成27年 2月19日 開会

平成27年 2月19日 閉会

平成27年 2月定例会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成27年2月定例会会議録目次

広域連合議会の開催（招集告示）について	1
議案の送付について	2
運営予定表	3
議事日程	4
会議に付した事件	4
監査結果報告一覧表	5
出席・欠席または遅参・早退した議員	6
出席した説明員	6
出席した書記	6
開会宣言	7
広域連合長あいさつ	7
報 告	8
日程第1 議席の指定について	8
日程第2 会議録署名議員の指名について	8
日程第3 会期の決定について	8
日程第4 一般質問	9
・ 2番 田辺 昭夫君	9
広域連合長 黒田 晋君	11
事務局長 猶村 勲君	11
・ 2番 田辺 昭夫君	12
事務局長 猶村 勲君	13
・ 2番 田辺 昭夫君	13
事務局長 猶村 勲君	13
・ 1番 黒見 節子君	14
事務局長 猶村 勲君	15
・ 1番 黒見 節子君	16
事務局長 猶村 勲君	16
・ 1番 黒見 節子君	17
日程第5 議案第1号・議案第2号	18
広域連合長 黒田 晋君（提案説明）	18
事務局長 猶村 勲君（提案説明）	18
採 決	19
日程第6 議案第3号・議案第4号	20
広域連合長 黒田 晋君（提案説明）	20
事務局長 猶村 勲君（提案説明）	20
採 決	22
日程第7 議案第5号・議案第6号・議案第7号	23
広域連合長 黒田 晋君（提案説明）	23

事務局長	猶村 勲君（提案説明）	2 3
採	決	2 4
日程第 8	岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員選挙	2 4
日程第 9	請願第 1 号	2 6
・ 2 番	田辺 昭夫君	2 6
・ 1 番	黒見 節子君（討論）	2 7
採	決	2 7
閉 会 宣 言		2 7
一般質問発言通告一覧表		2 8
会議録署名議員		2 9

岡 広 議 第 2 4 号
平成 2 7 年 2 月 2 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合議会
議長 則 武 宣 弘

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 2 7 年 2 月定例会
及び全員協議会の開催について

このことについて、別紙写しのとおり、広域連合長より岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 2 7 年 2 月定例会が招集されたのでお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第 2 号
平成 2 7 年 2 月 2 日

平成 2 7 年 2 月 1 9 日（木曜日）午後 1 時 1 5 分、岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 2 7 年 2 月定例会を岡山県市町村振興センター 5 階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田 晋

岡 広 総 第 1 8 9 号
平 成 2 7 年 2 月 2 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田 晋

議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成27年2月定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- | | |
|-------|------------------------------------------|
| 議案第1号 | 平成26年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） |
| 議案第2号 | 平成26年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第3号 | 平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 議案第4号 | 平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第5号 | 岡山県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例 |
| 議案第6号 | 岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例 |
| 議案第7号 | 岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例 |

平成27年2月定例会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
2月19日	(木)	午後1時15分	本 会 議	議席の指定について 会議録署名議員の指名について 会期の決定について 一般質問 議案の上程・採決 岡山県後期高齢者医療広域 連合選挙管理委員会委員及 び同補充員選挙 請願の上程・採決

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

平成27年2月定例会議事日程

平成27年2月19日（木） 午後1時15分開議

日程番号	会 議 に 付 す る 事 件
第 1	議席の指定について
第 2	会議録署名議員の指名について
第 3	会期の決定について
第 4	一 般 質 問
第 5	議案第 1 号 平成26年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正 予算（第1号） 議案第 2 号 平成26年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計補正予算（第3号） (上程・採決)
第 6	議案第 3 号 平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 議案第 4 号 平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計予算 (上程・採決)
第 7	議案第 5 号 岡山県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正 する条例 議案第 6 号 岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正 する条例 議案第 7 号 岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を 改正する条例 (上程・採決)
第 8	岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員選挙
第 9	請願第 1 号 後期高齢者医療軽減特例措置廃止の中止を求める請願書 (上程・採決)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

平成27年2月定例会監査結果報告一覧表

番号	受付月日	件名
1	26.8.11	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成26年6月分例月出納検査結果報告
2	26.10.15	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成26年7月分例月出納検査結果報告
3	26.10.15	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成26年8月分例月出納検査結果報告
4	26.10.15	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成26年9月分例月出納検査結果報告
5	26.11.26	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成26年10月分例月出納検査結果報告
6	26.12.19	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成26年11月分例月出納検査結果報告
7	27.1.27	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成26年12月分例月出納検査結果報告

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	黒見 節子	出席		10	三島 紀元	欠席	
2	田辺 昭夫	〃		11	友實 武則	出席	
3	草加 信義	〃		12	大森 直徳	欠席	
4	松原 繁之	欠席		13	山崎 親男	出席	
5	磯田 博基	出席		14	大内 恒章	欠席	
				15	山野 通彦	〃	
7	石垣 正夫	出席		16	杉本 美智子	出席	
8	伊東 香織	欠席		17	尾高 誉久	欠席	
9	片岡 聡一	〃		18	則武 宣弘	出席	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	黒田 晋	総務課長	山本 正弘
副広域連合長	河島 建一	業務課資格賦課班長	今井 英順
副広域連合長	近藤 隆則	業務課給付班長	西中 紳悟
事務局長	猶村 勲		

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書記長	中永 光一	書 記	鈴木 晃和
書 記	森 兼 淳		

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

開会宣言

○議長（則武 宣弘君）

それでは、始めたいと思います。

本日、岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成27年2月定例会が招集されましたところ、皆様方には御多用のところ御参集いただき、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は9人であります。松原議員、伊東議員、片岡議員、三島議員、大森議員、大内議員、山野議員、尾高議員からは欠席届が出ております。定足数9人に達しておりますので、これより岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成27年2月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

広域連合長あいさつ

○議長（則武 宣弘君）

広域連合長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

本日、2月定例会を招集したところ、議員の皆様方には、大変お忙しい時期にもかかわらず、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。開会に当たりまして、議長にお許しをいただき、一言ごあいさつを申し上げます。

さて、衆議院選挙後の経済状況や国際関係、自然災害などグローバル化の中で、日々の国民生活に与える影響など、今後の動向が気になっているところであります。

そういった状況の中、昨年秋から社会保障審議会医療保険部会において医療保険制度改革についての検討が続けられております。持続可能な制度を構築し、将来にわたる国民皆保険を堅持できること、各種医療保険制度に関して議論がされ、意見を踏まえた改正法案が提出されることとなる予定でございます。

後期高齢者医療制度については、平成27年度は大きく変更されることはありませんが、想定される被保険者数の増加に伴い、増えてくる医療費の財源について懸念されるところでございます。安定した制度の運営を行うため、市町村と連携し進めていきたいと思っておりますので、御理解と御協力をお願いするところでございます。

さて、本日の定例会においては、御審議を賜ります案件は、予算案件が4件、条例案件が3件、そのほか選挙管理委員会委員の選挙案件を提出させていただいております。それぞれ御説明を申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、御承認を賜るようお願いを申し上げます。〔降壇〕

報 告

○議長（則武 宣弘君）

この際、御報告いたします。

監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく平成 26 年 6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月分の例月出納検査結果の報告がありました。事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 議席の指定について

○議長（則武 宣弘君）

日程第 1、「議席の指定について」を行います。

会議規則第 4 条第 2 項の規定により、今回当選されました石垣正夫議員の議席は 7 番に指定いたします。

議席一覧表

1	黒 見 節 子	1 0	三 島 紀 元
2	田 辺 昭 夫	1 1	友 實 武 則
3	草 加 信 義	1 2	大 森 直 徳
4	松 原 繁 之	1 3	山 崎 親 男
5	磯 田 博 基	1 4	大 内 恒 章
		1 5	山 野 通 彦
7	石 垣 正 夫	1 6	杉 本 美 智 子
8	伊 東 香 織	1 7	尾 高 誉 久
9	片 岡 聡 一	1 8	則 武 宣 弘

日程第 2 会議録署名議員の指名について

○議長（則武 宣弘君）

日程第 2、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、2 番、田辺昭夫議員、3 番、草加信義議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定について

○議長（則武 宣弘君）

日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第4 一般質問

○議長（則武 宣弘君）

次に、日程第4、「一般質問」を行います。
質問の通告がございますので、順次発言を許可いたします。
2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

2番、田辺昭夫でございます。

後期高齢者医療広域連合議会の2月定例会に当たりまして、一般質問をさせていただきます。簡潔にいきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、軽減措置の特例廃止についてであります。

御存じのように、国は経済、財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針というもの平成26年6月24日に閣議決定をされまして、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について、段階的に見直しを進めることを検討するというふうにされました。その後、第82回社会保障審議会医療保険部会、これは平成26年10月15日でありますけれども、ここにおいてこの特例を平成29年度から段階的に廃止する方針が厚生労働省より示されているところであります。

しかし、この特例措置というものは、激変緩和という性格のものではないというふうに私たちは思っております。御存じのように、この後期高齢者医療制度ができるときに国民の大変な激しい批判がありました。高齢者をうば捨て山に捨てるのかというようなことや、高齢者に死ねと言うのかというような批判がたくさんありました。それは保険料が大変高くとられるということで、そういうことに対して時の政府がこれはそれではいかんということで、本法は変えられないけれども保険料を軽減して負担を減らすということでつくったのが、この特例措置だという認識をしております。つまり、後期高齢者制度を国民に支持されながら維持していくという観点からこの制度が始まったというふうに理解をしているわけでありまして。

ですから、当然これは恒久的に行われるべきものでありまして、この時期にこれを廃止するというのは約束違反といえますか、ある意味では後期高齢者医療制度の制度そのものの根幹を揺るがす問題だというふうに思っております。ときに消費税を5%から8%に引き上げて、安倍首相は全て社会保障の財源に使うと一方で言いながら特例措置を廃止する

というのは、到底納得ができないというふうに思います。

そこで質問ですが、この特例措置が廃止をされた場合に、岡山県の後期高齢者の医療を受けている人たち、この中では当然今までの9割軽減、これが7割軽減になる、8.5割軽減が7割軽減になる、それから5割軽減が軽減なしになるというふうなことになってくると思いますし、被扶養者だった方への軽減特例ということで均等割9割軽減というものがあつたわけです。これが均等割5割軽減になるということを知っています。そうすると、どれだけの人たちがどのくらいの負担増になるのか、広域連合としてどのように集約されているかお聞かせをいただきたいと思います。

そしてこの平成27年1月9日に、実は第85回の社会保障審議会医療保険部会が開かれているんですけども、この中ではこのように言っています。「軽減特例を既に恒久的な制度と捉えている人が多い現状を踏まえ、今後慎重に検討すべきだ」という審議がなされたというように報告されております。つまりそういう声が多いということですから、これは広域連合として、岡山県の広域連合長として、また、全国の広域連合の全国区の会議がありましたね、そういう場も含めて、この特例措置の廃止については中止するよう求めていただきたいと思います。

2つ目の質問でありますけれども、広域連合の財政の見通しについてであります。

先ほど連合長からもお話がありましたように、高齢化に伴ってこの財源がどうするのかと、持続可能な制度にしていくために大変厳しい状況であるというようなこともお話がございました。もともとこの制度をつくる時に、高齢者の人口増、また、医療費の負担、医療費増によって、この保険料というものが当然上がっていかざるを得ないというようなことも前提としてありましたし、国の負担のあり方、また、各種保険からの支援金のあり方等々を考えた場合に、ある意味では国庫負担をもう少し増やさない限り、やはり高齢者の人たちへの負担増に繋がっていくのではないかと懸念がありまして、毎回改定時については、残念ながら保険料を上げざるを得ないということになっております。

そこで、現時点では改定年度ではございませんけれども、平成28年度、平成29年度の保険料改定があるわけですが、それに向けて今、岡山県の後期高齢者医療広域連合財政はどうなっているのか、長期的な見通しはどういうふうになっているのかお尋ねをいたしたいと思います。

それから、3番目です。国保の広域化への影響です。

これも、本国会に市町村国保を都道府県単位化する法案を提出するという事になっていようにお聞きしております。平成30年には国保は県に移管される。こういう見通しが出されているわけですが、これが後期高齢者医療制度にどのような影響を与えるのかということでもあります。当然、保険が違いますので直接的な影響ということはないのだろうというふうには思うんですけども、例えば支援金制度、これは各種各保険から支援金を出しているわけですが、今までのような市町村ごとの国保から広域化された国保になった場合に、岡山県の支援金はどういうふうになるのか、これが上がるのか下がるのか、制度的に変わるのか変わらないのか、ということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、これは通告してなかったのですが、もし答えられなかったらいいですけども、後期高齢者医療制度に与える影響ということの中で、今、国保に対しては一般会計から相当の額を各市町村に入れております。倉敷市が11億円、今年度入れると。岡山県は79億

3,000万円ということですから、もう国保制度そのものが崩壊していると、保険制度として崩壊しているというふうに思うわけですね。その国民健康保険制度が崩壊している状況もあって、広域化すると。ただ、県がこれはまだ抵抗してるという話も聞きます。そうすると、まだ余地としては、例えば広域連合にこれを担わせるというようなことが議論としてはまだ残っているのかどうか。そこら辺、つかんでいることがあれば、お聞かせいただきたい。もしそうなる、これはまた大変なことになるので、それについてお聞かせいただきたいと。

以上です。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

田辺議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、軽減措置の特例廃止についてでございます。

この保険料軽減の特例措置は、後期高齢者医療制度が発足したときの経過措置として設けられ、法の本則外での予算措置により対応してきたものであります。先に社会保障制度改革推進本部が決定した「医療保険制度改革骨子」によりますと、保険料の負担の公平性の観点から、「段階的に縮小する。平成29年度からは原則的に本則に戻し、急激な負担増になる被保険者に対しては、きめ細やかな激変緩和措置を講ずる。激変緩和措置の具体的な内容については、今後検討し結論を得る。」とされております。この特例措置につきましては、ここ数年議論されてきたものでございますが、広域連合といたしましては、以前から全国広域連合長会議の場において、「恒久的な措置とすること。財源についても国において対応すること。」を国に対してたびたび要望してきたところでございます。今後につきましても、必要な情報収集を行いながら、全国広域連合協議会等を通じ、引き続き要望活動を行いたいと考えております。

次に、財政の長期的な見通しについてでございますが、高齢者人口の増加に伴い、後期高齢者の医療費も右肩上がりが増え続け、高齢者の方にとって相応の負担を強いることになることは想像ができるところであります。安定した後期高齢者医療制度、ひいては国民皆保険制度を維持するためにも、国において適切な見直しを検討していただく必要がございます。恒久的な安定運営ができるよう、かつ高齢者に過重な負担を強いることがないよう、適正な公費負担などについて、提案を含め、あらゆる機会を通じて要望してまいりたいと考えております。

次に、国保の広域化の影響についてでございますが、先日「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議の場」において、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となることで協議が整ったとされております。後期高齢者医療制度との関係性については議論はされていないようですが、具体的な部分においてまだまだ課題は残っていると感じており、今後の動向をしっかりと見守ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

保険料の特例軽減を廃止した場合の被保険者の方への影響について、御答弁申し上げます。

まず、今回見直しの対象となっております保険料の特例軽減といたしましては、本則では均等割7割軽減のものをさらに収入に応じて9割または8.5割軽減とするもの、賦課のもととなる所得58万円以下の所得割を5割軽減するもの、会社の健康保険などの被扶養者であった方に対し、本則では均等割5割軽減を9割軽減とし、所得のいかんにかかわらず所得割を賦課しないものとなっております。

被保険者の方への影響については、具体的な例を現在の料率で申し上げますと、現在9割軽減の方は7割軽減となり、年間の保険料4,600円が13,800円に、現在8.5割軽減の方は7割軽減となり、年間6,900円が13,800円になります。また、元被扶養者の方の場合、年間4,600円が資格取得後2年間は23,100円になります。

この特例軽減の見直しにより、岡山県では平成26年10月現在で、特例9割軽減の方が約5万3,000人、特例8.5割軽減の方が約6万3,000人、元被扶養者9割軽減の方が約2万3,000人、特例所得割5割軽減の方が約3万人で、全体の半数以上の被保険者の方々が影響を受けることとなります。先ほど申しました数字には二重の軽減がかかっている方もおられますので、必ずしも全員がというわけではございません。

現在のところ、特例軽減の見直しについての詳細、これが明らかではありませんが、段階的な見直しの検討、あるいは十分な周知期間、丁寧な説明が重要であると考えており、あらゆる機会を捉え、被保険者の方、とりわけ低所得者の方への負担増を最小限に抑えるよう、国等への要望や今後の動向に注視してまいりたいと思っております。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）

失礼いたします。

今、連合長から大変力強いお言葉をいただきまして、大変嬉しく思っているところであります。私たち、市民の皆さんと接していて一番言われるのが、あんたら、政治家は何をしているんだと、年金は下がるばかりで、介護保険料や物価は上がるし、それから今度またいろんな制度で負担が増えると、これでは何をしているのかさっぱりわからないではないかという声をよく聞きます。

そういう意味では、高齢者にとっては年金が下がっていった一方では保険料が上がるといっては、これはもう全部基本的には天引きになるわけですから一層年金が下がるということになるわけで、そういう意味では大変な事態だというように思いますので、先ほどお話があったように、最大で言うと、これは多分被扶養者だった方が5割軽減になる2年間ということになると、これが4,600円が23,100円ですから、すごい額の引き上げということになりますので、先ほど連合長が言ってくださったように、やはりこれは厳しく恒久的な措置としてやっていただきたいと。これはもう要望でございます。答弁はございません。

それから、今後の財政の見通しの問題で1点だけお尋ねをしたいんですけれども、広域連合の場合に持っている財政安定化基金ですね。これは前回の議会でも議論したんですけど、私は、それは最終で去年の2月の時点で18億円ぐらい多分あったのではないかなと。

私はそれ全部使えと。使って保険料が軽減できるかわからないけど。18億円ぐらい残しておかないと次に困るんだというお話があったと思います。これは安定化基金ですから当然何かあったときに対応しなきゃいけないということですから、ゼロにするというのは、これは暴論だと思いますが、しかしこの基金がどうなるかということが、実は保険料を考える際に、どれぐらいその基金から入れることができるかというので保険料の決定があるというふうに思うんですね。そういう意味では、現時点で基金についてはどういう状況になっているのかというお示しを是非いただきたいと思います。

以上です。

○議長（則武 宣弘君）

答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

現在、残高については正確な数字を持っておりませんが、来年度、平成27年度の保険料につきましては、財政安定化基金からの繰り入れといたしますか、そこから交付をいただいて保険料の軽減といたしますか、保険料の上昇を抑えるために使うという予定で予算を組ませていただいております。

○議長（則武 宣弘君）

田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）

それはわかっているんですけども、平成26年2月の時点ですね、私が去年の2月の議会で質問したときには、広域連合としては18億円ありますと、これは残しておきますと、だからこれは平成26年度、平成27年度の保険料には充てませんと、それは基金として残しておきますということをおっしゃったと思うんですね。これが1年たったわけですから、あと一年たって、当然これは基金ですから積み上げていくわけですので、これ残っていく、増えていくはずなんですね。それが最終的にどのくらいの見込みになるかということをお聞きしたいというのが質問の趣旨なんです。だから、今もうわからないと、計算できないということなんですけど、でも大体わかるじゃないですか。基金どのくらい積んでいっているのかということは計算上出てくるんじゃないかと思ったのでお聞きしたので、もうわからなければ、それでいいんですが、しかしそこはちゃんと基金の残高というものをやはりしっかり見て、そこから全体の保険料を削っていくというのが大事だと思いますので、お答えできればお答えしていただきたい。できなければ結構です。

○議長（則武 宣弘君）

はい、事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

現在のところ手元に数字がございませんので、お答えできません。

○議長（則武 宣弘君）

よろしいですか。

○2番（田辺 昭夫君）

はい。

○議長（則武 宣弘君）

それでは続きまして、1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）〔登壇〕

1番、黒見節子です。田辺議員の質問と重なる部分もありますけれども、通告させていただいている2件について質問させていただきます。

最初に、岡山県後期高齢者医療広域連合懇話会という懇話会が設置をされていて、ホームページを最近見ましたら、3回の懇話会が開催されているということです。質問なんです、今年度の懇話会の開催、議題、意見交換の状況はどのようになっていますでしょうか。お聞きいたします。

次に、軽減措置の廃止について、お尋ねをいたします。

後期高齢者医療制度の発足時を思い出してみますと、先ほど田辺議員もその頃のことを言われましたけれども、2008年4月施行だったと思います。保険料徴収が延期されたということで、9月から徴収になるということを知りました。津山市の担当課にお尋ねをしたら、被保険者へのお知らせを郵送したところなんですと、その後また変更ということで郵送料が2倍要りましたということでした。保険料の均等割額軽減の7割軽減のところから9割軽減、そして当分の間ということで8.5割軽減を入れられたというふうに思います。保険料徴収を遅らせたのも、均等割の軽減措置を入れられたのも、私には選挙対策ではないかと、国政選挙が行われる予定だったと思いますので、そう思いました。

この医療制度は日本社会を支えてきた高齢者が安心して医療を受けられるための制度であって、政治の思惑に翻弄されることがあってはならない。先ほどから何度も恒久的というようなことが言われましたけれども、こんなことで翻弄されてはいけないというふうに思っています。昨年、活性化についての提案を出させていただいた。今日の出席率を見てもそうですが、この議会がこの医療制度にやはり真摯に向き合っていかなければいけないのではないかという思いで提案を出させていただきました。

今回、軽減措置が平成28年度から段階的に廃止されるという方針が出されていることについて、5点ほどお尋ねをいたします。

1点目ですが、軽減措置の廃止予定の状況とあらまはどのようになっていますでしょうか。

2番目です。段階的に廃止ということですが、どのようなことでしょうか。

それから、全国の対象者は865万人という情報をこの間読みました。岡山県で該当する被保険者の数、該当者への通知、いつ頃どのようにお知らせをされる予定でしょうか。お知らせください。

それから、軽減措置の廃止に伴って、歳入の予測、会計への影響をどのように事務局としては試算をされていますでしょうか。

それから、先ほども出ましたけれども、均等割額の軽減を受ける被扶養者の部分について質問を出させていただいておりました。先ほどの答弁の中に、被扶養者だった人については、9割削減の人が4,600円というのが2万3,100円というふうに先ほど金額を聞かせていただきました。そのことをお聞きして再質問と思っていたことを、ここで最初にお尋ねをしておきたいと思います。再質問として思っていたものをここの当初の質問にさせていただきます。

会社の健康保険などの被扶養者であった人への影響について、先ほど4,600円が2万

3,000 円以上になるということでしたが、2年前の資料なんですけれども、津山市の被保険者数は1万6,075人いらっしゃいました。そのうち、8.5割軽減の方は16.88%で、1万6,075人のうち、2,714人でした。9割軽減を受けられている方が2,172人、13.51%、9割軽減のその2,172人のうちで、被保険者として9割軽減を受けられていた人は1,097人、津山市民の1,097人、6.82%でした。この6.82%を全国ではどうなるんだろうと思いつながら試算をしてみました。比例で計算をしてみました、全国75歳以上の人口は今6,500万人余りいらっしゃいます。該当者を計算すると、約100万人がその影響を受けるというふうに計算をして、これは大変な数だというふうに思いました。

では、岡山県はどうかというと、岡山県の3月末の被保険者で試算をしてみました。1万8,154人になります。その人たちへの説明がやはりそれだけの金額が上がるということですから、より詳しくされるべきではないかというふうに思います。本来なら例を挙げて、この方はこういう世帯状況だから、こうなりますよというふうにしていただきたいんですけども、それぞれの方の状況がさまざまなので、困難だというふうに思います。被保険者への通知の中に、これから出されると思いますが、あなたはこうなる予定ですよという試算を入れることについて、どういうふうに事務局としては考えていらっしゃいますか。

それからまた、各自治体で多分電話がじゃんじゃんかかってくるのではないかというふうに思いますが、説明が必要な部署、その部署は大変なことになるというふうに思いますので、フォローをどのように考えていらっしゃいますか。お答えいただきたいと思います。

以上です。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

黒見議員の御質問にお答えいたします。

まず、懇話会についてですが、懇話会につきましては平成24年度設置させていただきました、平成24年度1回、それから平成25年度、保険料率の改定がありましたので、2回開催させていただいております。ただ、今年度は懇話会で御意見をいただく予定の議題の準備が十分できなかったため、現段階では開催に至っておりません。懇話会は貴重な御意見をいただく重要な場ということですので、来年度、保険料率の改定もございます。それから、今おっしゃられている特例軽減の廃止と申しますか、見直しの件もありますので、複数回開催し、御意見をいただきたいというふうに考えております。

それから、特例軽減措置の廃止についてですが、状況につきましては、あらましについては田辺議員にお答えしたとおりであります。被扶養者であった被保険者の保険料というのは、均等割額9割軽減され、所得のいかんにかかわらず所得割は賦課されておられません。元被扶養者に係る軽減措置が廃止されますと、資格取得後2年間は均等割額が5割軽減、所得割は賦課されません。ただ、これは今のところ本則で政令の中でうたっておりますので、今後の特例軽減の廃止という措置の中にここまで踏み込むのかどうか、ちょっと明確でないところがございます。

激変緩和措置を講ずるといふふうにされておりますが、具体的な内容がまだ明らかではありません。対象者に対する周知をいつにするのか現段階ではお示しすることもできません

が、十分な周知期間、あるいは丁寧な説明というのは必要だろうと思っております。御提案のあなたはこうなる予定ですという試算を入れるというのは、現段階ではまだどういう方法があるか、システムの可能かどうかというような時期の問題、コストの問題等もいろいろございますが、この辺は検討させていただきたいというふうに思います。

それから、各自治体での説明へのフォロー、これにつきましては原則的には各自治体のほうで問い合わせ等にお答えしていただいておりますけれども、必要があれば広域連合のほうへ電話を回していただく、あるいは広域連合のほうでも各自治体に事前にはちゃんと説明をするという手段をとっていきたいというふうに考えております。〔降壇〕

○1番（黒見 節子君）

はい。

○議長（則武 宣弘君）

黒見議員。

○1番（黒見 節子君）

ということは、まだ明確ではないというふうな部分が多かったんですけれども、この5番で出ささせていただいています再質問というか、もう少し詳しく。お答えがあったのかどうかわからないんですが、歳入予測とか、それでなくてもどんどんどんどん多くなっている予算になっていますので、歳入の予測とか会計への影響についてもまだ明確ではないということでしょうか。それが一つと、もう一つ、先ほどのシステムの可能かどうかとか、コストのことも検討していくとおっしゃったんですが、もう少し踏み込んでのお答えはないでしょうか。それが軽減措置についてのもう一回お尋ねしたいことです。

それから、そのことについては、各自治体の事務担当者の会をいつ頃開く、説明をするという予定でいらっしゃるのか、そこのところがあればということでお尋ねしたいと思います。

意見なんですけれども、懇話会について、開かれていなかったのもホームページ上が現段階最終だなどという確認をさせていただいて、意見なんですけど、ここの課題は料率改定だけではないというふうに思います。本当はそんなときだからこそ、何も料率がないときだからこそ、今、広域連合議会という、この後期高齢者の医療制度はどうあってほしいとか、ここが問題点だと思うとか、そういうふうなこの制度全体についての意見がフリーで聞ける、そのような時期的な、いい時期ではなかったのかなというふうに思っておりますが、そこについてはどう考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

再質問にお答えをいたします。

財政的なことなんですけれども、現在の特例軽減については、国庫のほうから臨時特例交付金という形で補填されております。この制度が国のほうで制度化されてしまいますと、この交付金は入ってきません。申し訳ないんですけど、先ほどから申し上げておりますように、段階的な激変緩和というような形等の資料ですので、どういった形でどういうふうな構造になっていくのかということところがまだ本当に明確ではございません。制度としてある以上は国庫から当然入ってくるものとは思っておりますけれども、それがなくなったとき

には、果たしてどういった形で財政的な運営をやっていくのか。基本的にはもう保険料で賄う以外は今の構造上は無理だというふうに思っております。

それから、先ほど私の答弁の中でシステム上、コスト上というふうに申し上げましたが、まずシステム上のことにつきましては、色々なデータが入ってきますので、それをどういったふうに組み合わせて、ある時点でのものをピックアップするか。これは多分できると思うんですが、そういったその時期。それから、コストといたしましては、そういったものを印刷し、先ほどおっしゃられました郵送料の問題とか、これは市町村からの負担金という形になりますので、その辺も考えていきたいというふうに思います。

それから、事務担当者会議ですが、これも今年度も多分説明会は県のほうであるんで、その中で県のほうから説明があると思いますが、今の状況についてはその時点であると思いますが、これが具体的になった段階では、広域連合としても県下市町村の担当者を集めて、こういった形になる予定ですよとか、こういうふうな事務処理をお願いしますとか、あるいはこういったことが起きた場合にはこうしてくださいねというような説明はしてまいりたいと思います。何度も申し上げますようで恐縮なんですけれども、方向性だけは出てますけれども具体性がまだ何もないので、具体的な御答弁はでき兼ねるということでございます。

○議長（則武 宣弘君）

懇話会は。

はい、事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

御意見いただきました懇話会、この何も無い時期のほうがフリーな御意見がいただけるんじゃないかということでもございました。今後、来年はないんですが、再来年、多分どういった状態になるかわかりませんが、そういったこちらから提案する議題がないときに、そういった時間を持っていければというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（則武 宣弘君）

黒見議員。

○1番（黒見 節子君）

1番です。

今、伺って、まだ何かぼやぼやした、もわもわしたもの、何か確定でない不安定な状況だなというふうに思っております。これは意見として、要望としてなんですけれども、具体性がないということで、ただ、今の政府ですから、出るときにはどんと出てくるだろうというふうに急激に起こるのではないかと、情報が来るのではないかと考えていますので、そのようなときに臨時の全員協議会を開いてもいいということになってるわけですから、全員協議会を開いたりとか、適宜それこそ今の政府じゃありませんが、スピード感を持ってやっていただけたらありがたいというふうに思います。要望でございます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（則武 宣弘君）

以上で通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。一般質問を終わりたいと思います。

それでは、休憩をいたします。2時から再開をしたいと思います。

○議長（則武 宣弘君）

それでは、本会議を再開いたします。

日程第 5 議案第 1 号・議案第 2 号

○議長（則武 宣弘君）

日程第 5、議案第 1 号「平成 26 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」、議案第 2 号「平成 26 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」までの議案 2 件を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま一括上程いただきました議案第 1 号「平成 26 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」及び議案第 2 号「平成 26 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」の各補正予算でございますが、保険給付費等の概算見込みによる減額や次年度財政に充てるための基金積立金、さらには予算精査による不用額等を減額する等の補正予算でございます。

一般会計においては 163 万 5,000 円を減額し 6,144 万 2,000 円、特別会計においては 19 億 2,439 万 5,000 円を減額し 2,559 億 6,607 万 9,000 円とするものでございます。

詳細につきましては事務局長から説明をさせますので、御審議を賜り、御承認いただきますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

議案第 1 号「一般会計補正予算（第 1 号）」でございます。

一般会計補正予算書 8 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、第 1 款分担金及び負担金の減額は事務費減額による市町村からの事務費負担金の減額、第 3 款繰越金は前年度繰越金の確定に伴い追加するものほかでございます。

続いて、9 ページからの歳出でございます。

第 1 款議会費は、実績見込みによる不用額を減額するものでございます。第 2 款総務費は、給与改定に伴う職員派遣負担金及び前年度繰越金を財源とする財政調整基金を追加する一方、効率的な執行による不用額を減額するものです。

11 ページでございます。

事務費負担金についての各市町村の後期高齢者人口割に伴う負担金明細でございます。

12 ページからが特別職及び総務課一般職員 4 名に係る給与費明細でございます。

次に、議案第2号の「特別会計補正予算（第3号）」です。

特別会計補正予算書8ページをお願いいたします。

歳入ですが、その主なものは第2款国庫支出金総額15億1,599万9,000円、第3款県支出金5億5,622万3,000円、第4款支払基金交付金1億3,995万3,000円のそれぞれの減額につきましては、療養給付費等の必要見込み精査及び財源の組み替えに伴うものでございます。

第7款繰入金1億7,372万7,000円の増額は国庫支出金等の償還に要する増額及び軽減対象保険料に係る減額によるもの、第8款繰越金1億180万6,000円の追加は前年度繰越金の確定による増額、第9款諸収入673万7,000円の追加は預金利子によるものです。

次に、11ページからの歳出の主なものにつきましては、第1款総務費については、当初予算編成時には国庫補助要綱が示されていないため、毎年度補正予算でお願いしております、人間ドックや肺炎球菌ワクチン接種補助事業に係る長寿・健康増進事業市町村補助金、給与改定に伴う派遣職員の負担金の追加などの一方、事務精査による減額などがございます。

12ページをお願いいたします。

第2款保険給付費24億133万円の減額でございますが、療養給付費の今年度必要見込みに伴う療養諸費24億4,540万6,000円の減額、訪問看護療養費4,407万6,000円の増額によるものです。

13ページ、第6款基金積立金は繰越金、支払基金過年度分、預金利子の基金への積み立てで、2億142万1,000円を追加いたしております。

第8款諸支出金では、期間制限の2年以上前の保険料に生じた減額分を還付するため、及び高額医療費の再算定に伴う療養費分を国、県、市町村に償還するため、2億3,403万5,000円を増額いたします。

15ページは市町村事務費負担金の市町村明細、16ページは業務課一般職員18名の給与費明細でございます。

簡単ではございますが、以上で説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第1号及び第2号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第1号及び議案第2号について質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第1号及び議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号及び議案第2号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第3号・議案第4号

○議長（則武 宣弘君）

次に、日程第6、議案第3号「平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、議案第4号「平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」までの議案2件を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま一括上程いただきました議案第3号「平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第4号「平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございますが、これまでの実績を勘案し、各費目について十分な精査を行い、一般会計では前年度当初予算に比して減額となり、特別会計においては被保険者数の伸びに伴う保険給付費の上昇見込みなどにより、前年度当初予算に比して増加しております。

一般会計においては、6,138万7,000円を計上いたしており、対前年97.3%で169万円の減額としております。

特別会計においては、2,598億272万4,000円を計上し、対前年104.2%、105億1,148万7,000円の増加となっております。

また、一時的に生じることが想定される資金不足に対応するため、一時借入金の最高額を100億円と定めております。

なお、執行に当たっては、より適正かつ適切な事務処理を行ってまいります。

詳細につきましては事務局長から説明をさせますので、御審議を賜り、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

議案第3号、「平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の御説明をいたします。

広域連合組織の運営に関する事務費でございますが、予算書1ページ第1条のとおり、歳入歳出それぞれ6,138万7,000円を計上いたしております。

一般会計予算書8ページをお願いいたします。

歳入につきまして、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目事務費負担金は、後期高齢者人口割で事務費を各市町村に御負担いただいているもののほか、第2款財産収

入は基金利子、第3款繰越金は前年度繰越金、第4款諸収入はそれぞれの収入のための項目を設定しているものでございます。

10 ページからの歳出でございます。

第1款議会費は、議会運営のための経費でございます。

第2款総務費は、広域連合組織の運営のための事務経費、及び選挙管理委員会、任期満了に伴う連合議会議員選挙並びに監査委員の運営に要する経費でございます。

第3款予備費は、不測の事態に対応するため予算計上いたしております。

13 ページでございます。

事務費負担金の市町村負担金明細でございます。

14 ページ、15 ページにつきましては、広域連合長を初めとした特別職及び総務課一般職員4名の給与費明細でございます。

次に、議案第4号の「平成27年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について御説明いたします。

後期高齢者医療制度の運営に関する事務費及び療養費等保険給付事業として、予算書第1条第1項のとおり、歳入歳出それぞれ総額2,598億272万4,000円を計上いたしております。

また、第2条において、療養給付費等の支払いに一時的に支障を来す場合に備えて、100億円を最高額として一時借入金の設定をいたしております。

予算書8ページをお願いします。

歳入の主なものにつきまして、第1款市町村支出金427億3,074万7,000円は、制度運営のための事務費を市町村で分担していただく事務費負担金、市町村で徴収していただいている保険料の保険料等負担金、療養給付費総額の12分の1に相当する療養給付費負担金でございます。

第2款国庫支出金のうち第1項国庫負担金636億6,140万円は、療養給付費総額の12分の3に相当する療養給付費等負担金、高額医療費に対する4分の1支援の高額医療費負担金、及び低所得者に対する保険料特別軽減に対し交付される円滑運営臨時特例交付金でございます。

同じく第2款国庫支出金、第2項国庫補助金218億54万5,000円は、財政力に応じて調整される普通調整交付金等の調整交付金、健康診査等に係る保健事業費補助金でございます。

第3款県支出金のうち第1項県負担金215億1,350万5,000円は、療養給付費総額の12分の1に相当する療養給付費等負担金、国庫負担と同額の高額医療費負担金でございます。第2項県補助金の保健事業補助金も国と同額でございます。

同じく第3款県支出金、第3項財政安定化基金交付金18億5,436万1,000円は、保険料抑制のための活用財源として見込んでいる岡山県財政安定化基金からの交付金でございます。

第4款支払基金交付金1,060億7,752万2,000円は、療養給付費総額の約4割を負担願う若年層からの後期高齢者医療支援金でございます。

10 ページ、第7款繰入金、第1項基金繰入金18億3,270万8,000円は、後期高齢者医療給付費準備基金より給付費として繰り入れ、後期高齢者医療制度臨時特例基金より保険

料軽減措置財源としての繰入金でございます。

第9款諸収入、第3項雑入2億2,802万7,000円は、交通事故等第三者行為による保険給付費返納金でございます。

12ページからの歳出でございます。

主なものは、第1款総務費5億1,337万6,000円につきましては、制度運営を行うための事務経費でございます。

第1目一般管理費の主なものといたしましては、電算処理手数料の役務費、後期高齢者システム等の電算委託料、業務課一般職員18名の職員派遣負担金でございます。

第2目連合会負担金は、レセプト点検などの国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

本会計のほとんどを占める医療給付費でございます第2款保険給付費は、第1項療養諸費2,450億4,960万8,000円、窓口でお支払いをしていただいております自己負担額を除く費用を医療機関などにお支払いをする療養給付費等でございます。

審査支払手数料につきましては、レセプトを審査し、医療機関に診療費をお支払いする手数料でございます。

14ページ、第2項高額療養諸費104億4,643万1,000円は、高額医療に対して被保険者に給付する高額療養費並びに高額介護合算療養費、第3項その他医療給付費7億8,665万円は葬祭費でございます。

第5款保健事業費1億5,060万1,000円は、市町村で行っていただいております健康診査事業に対する補助金でございます。

16ページ、第6款基金積立金12億9,489万7,000円は、主として円滑運営臨時特例交付金を積み立てるものでございます。

第7款の公債費でございますが、資金不足が生じた際に借り入れを行う一時借入金の利息でございます。

18ページですが、事務費について後期高齢者人口割で市町村にお願いする負担金明細でございます。

19ページにつきましては、業務課一般職員18名の給与費明細でございます。

以上で平成27年度一般会計及び特別会計の説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第3号及び議案第4号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第3号及び議案第4号について質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第3号及び議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号及び議案第4号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号及び議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第5号・議案第6号・議案第7号

○議長（則武 宣弘君）

次に、日程第7、議案第5号「岡山県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例」、議案第6号「岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」、議案第7号「岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」の議案3件を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま一括で上程されました議案第5号「岡山県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例」及び議案第6号「岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」並びに議案第7号「岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」につきましては、「行政手続法」の一部改正、及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の公布・施行に伴い、それぞれ関連する条項において所要の改正をするものでございます。

詳細につきましては事務局長から説明をさせますので、御審議を賜り、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

議案第5号「岡山県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

この条例は、行政手続法の規定にのっとり、処分、行政指導及び届け出に関する手続に関し、共通する事項を定めておりますが、行政手続法の改正に伴い、許認可等の権限の明示、行政指導の中止の求めの手続及び処分等の求めの手続についての項目をそれぞれ追加しようとするものです。

議案第6号「岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」及び議案第7号「岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、主として行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、この法律の制定に伴い、所要の改正をしようとするものです。

情報公開条例では、独立行政法人通則法の改正により、独立行政法人の名称を改称する

とともに、番号法の規定に基づき、個人番号が含まれる特定個人情報の保護評価に関して、この条例に定める情報公開・個人情報保護審議会の審議事項を明記するものです。

個人情報保護条例では、特定個人情報に関し、目的外利用の制限、提供の制限、開示、訂正及び利用中止の請求権の拡大と利用中止請求の制限、利用中止請求事由の追加並びに開示に伴う費用の減免について、条文の追加及び改正をしようとするものです。

以上で条例改正についての御説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第5号から議案第7号までについては、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第5号から議案第7号までについての質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第5号から議案第7号までを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号から議案第7号までは原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号から議案第7号までは原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、先ほど田辺議員より質問がありました財政安定化基金の答弁についてお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

失礼します。

財政安定化基金の残高でございますが、平成25年度末で約28億3,000万円で、2年間、平成26年度、平成27年度の積み立てが約5億2,000万円、2年間で5億2,000万円で、平成27年度末残高が33億5,000万円となるところですが、うち平成27年度に18億5,000万円、県の広域連合のほうへ交付いただくということで、平成27年度末で約15億円の残高となる予定でございます。失礼しました。

日程第8 「岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会 委員及び同補充員選挙」

○議長（則武 宣弘君）

次に、日程第 8、「岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

指名いたします。事務局に朗読をさせます。

○書記（鈴木 晃和君）

失礼します。朗読いたします。

選挙管理委員会委員には、岡山市中区椋東町 2-8-12、中村有作氏、備前市東片上 1019、草加榮二氏、井原市井原町 1490、茂原一彦氏、美作市宮本 266、福井良弘氏の 4 名を指名し、同補充員には、第 1 順位に岡山市北区南方 3-5-25、石井克典氏、第 2 順位に瀬戸内市邑久町向山 590-3、太田英晴氏、第 3 順位に総社市上林 7-5、小見山岩男氏、第 4 順位に津山市東田辺 135-1、有木高志氏の 4 名を指名いたします。

以上でございます。

○議長（則武 宣弘君）

お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり、指名いたしました方々を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました方々を当選人として決定いたしました。

ここで、定例会を休憩します。

午後 2 時 28 分 休憩

午後 2 時 40 分 再開

○議長（則武 宣弘君）

それでは、本会議を再開いたします。

日程第9 請願第1号

○議長（則武 宣弘君）

日程第9、請願第1号「後期高齢者医療軽減特例措置廃止の中止を求める請願書」を議題といたします。

請願文書表をお手元に配付しておりますので、ごらんを願います。

お諮りいたします。

請願第1号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

請願第1号について、紹介議員の説明をお願いいたします。

2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

「後期高齢者医療軽減特例措置廃止の中止を求める請願書」について説明をさせていただきます。

後期高齢者医療制度がスタートするに当たって、全国の国民から、特に高齢者の皆さんから大きな不安の声、また批判の声が出されました。それは、新しい制度になり、高齢者が別枠の制度になって保険料が天引きされるということについての批判でありました。その保険料についても大変高いということの中で、この制度に対する中止を求める声が全国に広がったわけであります。その際、政府はそうした声を受けて、制度に大きな混乱が生じないようにということで、この特別の軽減措置をつくったという経過があります。つまり、国民にとっては、この制度は特例措置とはいいいながら恒久的な制度だというふうを受けとめられていると考えるわけであります。

昨今の経済状況を見ても、これ以上高齢者に負担を強いるということは、まさに高齢者の命と暮らしにかかわる問題であるというふうに思います。そういう意味で、国においては後期高齢者医療制度制定時の経過も踏まえて、これは特例措置廃止については行わないということをして是非求めたいというふうに思っております。この請願が採択していただけたなら、提案者といたしましては国に対する意見書を上げていただけたらという思いでございます。

以上です。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

これより討論に入ります。

討論の通告がございますので、発言を許可いたします。

1 番、黒見議員。

○1 番（黒見 節子君）〔登壇〕

1 番、黒見です。

今出ました請願について、情報が確定できない今の時点で、この請願に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

最初からこの保険医療制度が始まったときに、財源を5：4：1という割合で始まっていると。そこにそれを確定的にしてしまっている、恒常的にしてしまっているところに問題があるというふうに私も思っております。支援金の部分を4にしている、この4の人たちが非正規雇用が増え、どんどん縮小していつてのではないか、その人たちに負担を、4の部分をかぶせていくということが、本当に今の時点で格差が拡大していつて負担感が、若年者、75歳未満の方の若年者の意識がやはり払わされている、悪いのは後期高齢者だというふうになってしまうのではないかとこのように心配をしております。

何度か質問もさせていただきましたけれども、被保険者の部分、その部分も年金生活者がほとんどであるというふうに思います。年金もマクロ経済スライドでどんどん下がっていく状況にある。その人たちに1割負担を2割負担に、3割負担にと増やしていくことにも問題があると思います。国として国民の安全と安心を守ることからいけば、公費部分を上げていくべきであると。5の部分を5.1、5.2というふうに上げていくべきであるということをおも申し上げてきました。今の時点でこの請願に賛成の立場で参加をさせていただきます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより請願第1号を採決いたします。

採択は、請願第1号を採択することに賛成の方の起立によって行います。

お諮りいたします。

請願第1号「後期高齢者医療軽減特例措置廃止の中止を求める請願書」を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（則武 宣弘君）

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成27年2月定例会を閉会いたします。本日は大変に御苦労さまでございました。

午後2時46分 閉会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成27年2月定例会

一般質問発言通告一覧表

順序	氏名	件名
1	田辺昭夫	○軽減措置の特例廃止による影響について ○広域連合財政の見通しについて ○国保広域化の影響について
2	黒見節子	○特例軽減措置の廃止について ○懇話会の開催について

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顔末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長

則 武 宣 弘

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

田 辺 昭 夫

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

草 加 信 義